

平成29年度第2回目
資源ごみ集団回収活動
助成申請受付中

資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るため、次の団体が自発的に実施している資源ごみ集団回収活動に対する助成制度です。

【助成対象】

次の団体が八雲町内で、昨年10月～今年3月までの間に集団回収した資源ごみ(空き瓶、空き缶、古紙、紙パック等)で、古物商などへ売却したもの

- ・町内会、子ども会などの営利を目的としない住民団体
- ・法人格を持つ非営利団体

【助成金額】

売却した資源ごみの重量
3円/1kg

【売却期限】 3月31日(土)

【申請方法】

各団体から町へ申請書(売却した際の伝票原本か写しを添付)を4月6日(金)までに提出してください。

・法人格を持つ非営利団体は「資源ごみ回収活動計画書」を提出してください。

※すでに提出済の場合は必要ありません。

【申し込み・問い合わせ先】

・環境水道課環境衛生係
☎01377-6312020
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-213111

不用品交換コーナー

2月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 79件

・なし

ゆずってください

これまでの成立件数 40件

- ・ポータブルCDプレイヤー
- ・音楽CD
- ・ポータブルミシン

広報やくも2月号でお知らせしたとおり、利用者数が少なく利用頻度も低いことから、本事業を平成30年4月1日で廃止します。登録中の物品は、期限まで登録します。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

森林の土地を
取得したときは
届け出が必要です

森林の土地(地域森林計画対象民有林)を新たに取得した場合には、事後の届け出として「森林の土地の所有者届出」が必要です。

【90日以内に

届け出が必要です】

個人、法人を問わず売買のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を取得した場合には、所有者となった日から90日以内に市町村長に届け出を行わなければなりません。

【方法】

届出書には取得した土地の位置図、登記事項証明書(写しでも可)または土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類の添付が必要です。

【問い合わせ先】

農林課林業係
☎0137-6212203

野生鳥獣被害対策へ
ご協力ください

ハンターによる駆除活動にご理解とご協力を!!



北海道内では、エゾシカの生息数の増加により、市街地への出没や農林業被害が深刻な状況となっており、一斉捕獲や侵入防止柵の導入などさまざまな対策が進められています。

1、エゾシカ駆除

近年、エゾシカは、八雲町内でも目撃件数が急増し、牧草やデントコーンなどの食害、造林木の角擦りなどが確認されていることから、町では猟友会八雲支部と連携し、一年を通して町内一円で捕獲活動を実施しています。

捕獲活動は、主に銃器を携帯して農耕地帯などで実施され、足跡が確認しやすい積雪期には、生息密度の高い山林などを取り囲んで捕獲する「巻狩り猟」を実施しています。

2、カラス駆除

個体数が増加しているカラスは、さまざまな被害を及ぼしており、一年を通して駆除活動を実施しています。

【ご理解とご協力をお願いします】

有害駆除に従事するハンターはオレンジ色のベストと帽子を着用し、発砲方向を十分確認するなど事故防止に努めていますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

農林課林業係
☎0137-6212203
熊石総合支所産業課
☎01398-213111

